

令和3年8月23日

姫路市宿泊施設環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市内の宿泊事業者が、宿泊施設の客室稼働率及び訪日外国人旅行者の宿泊者数の向上を図るため、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（令和4年3月22日付け国総地第80号、国鉄総第432号、国鉄都第200号、国鉄事第693号、国自旅第520号、国海内第302号、国海外第410号、国港総第678号、国空総第1258号、観観産第443号、観参第752号。以下「国要綱」という。）に基づいて行う宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業）に要する経費の一部を助成する姫路市宿泊施設環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、姫路市補助金交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和4年4月1日において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内に所在する施設で同法第2条第1項の旅館業を営む民間業者等であつて、国の宿泊施設稼働率及び訪日外国人宿泊者数を向上させるための計画（以下「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」という。）の認定を受け、国から宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業に係る訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（以下「国補助金」という。）の交付決定を受けたもの（同項の旅館業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供する場合を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同

条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 本市市税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては、当該猶予以外に市税の滞納がある者。）

(3) その他補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

（補助対象事業及び補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の宿泊施設において外国人旅行者の受入れを目的に行う事業であつて、別表補助対象事業の項に掲げるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費として別表補助対象経費の項に掲げるもののうち、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の認定を受け、国補助金の補助対象経費として認められたものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、150万円を上限とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

（計画申請の連絡）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、国補助金の計画認定申請書を国に提出した後速やかにその書類の写しを添付して計画申請連絡票（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請手続）

第7条 申請者は、国から補助金交付決定通知を受けて行う補助対象事業の着手前に市長が別に定める期間内に、姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 姫路市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第4号）
- (3) 国補助金に係る補助金交付決定通知
- (4) その他市長が必要と認めるもの
（交付決定及び通知書類）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないと決定した者に対しては姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、それぞれ通知する。

（変更等の承認）

第9条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付申請書の内容を変更し、又は補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、あらかじめ姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金変更等承認申請書（様式第7号）に国補助金の変更が承認されたことを証する書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請に対し申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金変更等承認通知書（様式第8号）により、申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金実績報告書（様式第9号）にその他市長が必要と認める書類を添えて、国の補助金の額の確定通知から10日以内（該当日が土日・祝日の場合はその前日まで）に、市長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第11条 市長は、予算の執行の適正を期するため、交付決定者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他

の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 交付決定者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、市長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、第10条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定するとともに、姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第13条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、姫路市宿泊施設環境整備事業費補助金等交付請求書(様式第11号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決定者に補助金を交付する。

(財産の処分の制限等)

- 第14条 交付決定者は、補助対象事業により取得する財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 交付決定者は、取得財産について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 前項本文の規定により交付決定者が取得財産を補助金の交付の目的に反して使用すること等により収入があったと認める場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について市に納付を求める場合がある。

(書類の整備等)

第15条 交付決定者は、補助対象事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第16条 申請者は、第7条の規定による申請をするに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に別表補助率の項に掲げる割合を乗じて得た額をいう。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請の時ににおいて仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 交付決定者が、前項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、第10条の規定による実績報告を提出するに当たり、補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、仕入控除税額を補助金の額から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、第13条第2項の規定による補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。

2 市長は、特に必要があると認める場合においては、前項の規定により補助金の返還を命じた者に対して、補助金と同額の違約金を請求することができる。

(補則)

第18条 市長は、交付決定者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める

書類の提出を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月24日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第1条、第2条第1項、様式第1号及び様式第4号の規定は、令和4年度以後の年度の補助金について適用し、令和3年度までの補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象事業	次に掲げるもののうち、訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画の認定を受け、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（宿泊施設インバウンド対応支援事業（宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業））の補助対象経費と認められたもの (1) 館内共用部の無料公衆無線LAN環境の整備 (2) 館内共用部の洋式便器の整備 (3) 自社サイトの多言語化（宿泊予約の機能を有するサイトに限る。） (4) 館内共用部の国際放送設備の整備 (5) 館内共用部の案内表示の多言語化 (6) オペレーターによる24時間対応可能な翻訳システムの導入又は業務効率化のためのタブレット端末の整備
--------	--

	<ul style="list-style-type: none"> (7) クレジットカード等決済端末の整備 (8) ムスリムの受入れのためのマニュアルの作成 (9) 一の客室における無料公衆無線LAN環境、洋式便器及び多言語対応を図るための整備の完備 (10) サーモグラフィ又は非接触型体温計の導入 (11) 非接触型チェックインシステム又はキーレスシステムの導入 (12) 混雑状況の「見える化」に係る事業 (13) その他宿泊施設の稼働率及び訪日外国人の宿泊者数を向上させるために必要であると市長が認めた事業
補助対象経費	<p>補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機器購入費用 (2) 設置費用 (3) 設置に伴う関連工事費用 (4) 撤去費用 (5) 設計・工事・監理費用 (6) 雑役務費用 (7) マニュアルの作成・印刷費用 (8) 諸経費